

## 「農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨」研究会

第3回研究会（11月17日）

テーマ：山形県における農業者所得補償制度：参加状況・生産者の受け止め方など」

報告者：山形県農林水産部 阿部清生産技術課長

コメンテーター：日本農業研究所 小沢健二研究員

### I 報告 山形県農林水産部 阿部清生産技術課長

○講師 山形県生産技術課の課長をやっています阿部と申します。先ほど、始まる前にお話もあったのですが、普及と研究と行政を大体3分の1ぐらいずつ勤務経験があります。ある程度の年になってからはずっと行政です。特に、米政策関係には課長補佐時代も含めて結構長く担当させていただきました。最近では4年連続でこの仕事につかせていただいているということで、制度自体が大きく変わる中で、農業者の方がどのように思っているかというのは、私どもにとっても考え直す大変よい機会だったと思います。

今日は、皆様のお手元に資料を配付させていただきましたが、まず、山形県の水田農業の現状を説明します。その後に、米政策関係の戸別所得補償の参加状況と、最近、余り戸数は多くないのですが、アンケートをとる機会がございましたので、その状況なども最後にお話しし、本県の農業者の方が、戸別所得補償に対する評価について探ってみたいなと思っています。

私自身、上手に話ができないかもしれませんので、ぜひ話の途中でも結構ですので、ご疑問とか納得なされないことがありましたら遠慮なさらずにご質問していただければなと思っています。

それでは、早速説明させていただきたいと思います。資料とパワーポイントはほとんど同じですので、どちらもみても結構でございますが、まず話をお聞きいただきたいと思います。

（山形県の水田農業の現状）

最初に、水田の活用状況です。これでごらんいただきますと、平成22年度のデータでは、91,600haのうち68,200haが水稲作付です。本県は、反収がお隣の宮城県と比べまして60kgほど多いものですから、国からの生産数量目標が宮城県とほぼ同じ38万トンぐらいですが、作付面積はにすると、1万haぐらい宮城県より少なくなっています。

需給調整の面積は3万1,000haぐらいです。ここ10年ぐらいは微増のような状態になっているということでご理解いただければと思います。大豆、そば、野菜の作付けが2万5,654haということで集計しておりますが、それ以外の主なものとしましては果樹が多くの面積を占めております。果樹については、もうご存じだと思うのですが、一定程度年数がたちますと生産調整の世界ではカウントのみ換算するという事務処理を行います。そういったことで、果樹は具体的には出してこなかったわけなのですが、結構な面積に植栽されています。

その他、全国どこでも見られておりますように、改廃が大分多くなっておりますし、耕作放棄地も増加しています。現場では、水田については、3年以上連続して不作付地の場合については事業の助成対象水田にならないわけですが、転作面積をカウントするというので、統計上の耕作放棄地については加えない傾向があります。そのため、自己保全管理をやられている水田面積と統計上の耕作放棄地面積を合わせると、大体、現場の実態に近いような数値が出てくる状況になっています。

続きまして、需給調整の実績をごらんいただきたいと思います。

平成22年までの数値をまとめております。

態様別でいきますと作物作付が大体2万5,000haです。先ほどいいましたように、調整水田が790ha。かつては、土地改良通年施行でかなり面積が上がっているのですが、本県はほとんど終了している関係で少なくなっています。現在、問題になっているのは、自己保全管理が4,000haという、大きなウエートを占めていることです。

水田転作作物の作付面積は25,654haなのですが、大きい順に、大豆、野菜、そば、飼料作物という順番に並べることが出来ます。平成18年から平成22年にかけて大豆が減少していますが、大豆自体は平成15年までの対策で、経営確立助成ということで大豆自体が非常に優遇された時代がありましたが、その時に飛躍的に伸びました。平成16年からの米政策対策が始まるにしたがって落ち着いてしまったということになるかと思えます

が、現時点ではなぜ大豆が伸びないのだということが政策上の大きな課題になっているという現実がございます。それについては詳しく現状をお話しさせていただきます。

その他、政策誘導が進んでいるということで、加工用米と飼料用米が伸びています。

飼料用米というのは、現時点では用途別でいきますと、養豚の飼料という使い方が圧倒的に多くなっています。後は、そばの割合が増加しています。特に、そばについては全国的な傾向なのですが、戦略作物としてそばが組み入れられたことにより、全国的にも、急激にそばの作付けが増加し、結果、価格低迷というのがそば業界の共通した認識なのではないかなと思います。

次、所得面です。資料をごらんいただきたいのですが、経費の話についても後ほど詳しく説明するページがございますので、そちらでお話しさせていただきますが、全国どこでも同じ傾向があります。本県についても、価格低迷が主要因として所得が減っております。19～21年の3年間に、ざっと100万円ほど減っているというのが統計で現れています。

次に、米の生産費をごらんいただきたいのですが、全国平均をうちの県が上回っている部分というのは、農薬・肥料代、土地改良水利費、支払利子、支払地代です。そのほか、一番金がかかりそうな労働費、農機具費、賃借料及び料金は全国平均を下回ってしまして、所得としては10a当たり3万3,793円という指標が出ており、全国平均より4割ぐらい所得が多いという状況になります。昨年、北海道の米が不作だったということがございまして、山形県の生産費が一時的に全国トップレベルになったことがございます。ところが、大規模になっても、どうしても低減できない農薬・肥料代や農機具費の部分が大幅ふえているということで、生産費についても若干上がっています。一番頭の悩ましい問題としては、肥料の高騰でして、現時点でも、肥料が非常に高いという流れが続いています。

次に、生産費の推移を比較させていただきますが、昭和60年が67.9%なのですけれども、60年と比較して同じ比率で下がると所得は余り減らないのですが、粗収益が、ほぼ半分に落ちていますので、所得は当時の3割ぐらいになっています。平成に入った当時、10haぐらいでモデルをつくらせていただいて、盛んに農家の方に説明した時代があるわけなのですが、20～30haプラスアルファの作物をつくらないと、きちんとした所得

を残していけない時代に入ってしまったということになるかと思います。それでも課題が非常に大きくて、価格低下を生産費の削減や低コストをやるだけでこなしていくかというのは現場としては非常に問題点が大きいわけです。この状態でいくと、戸別所得補償制度がないと、相当、厳しい経営状態であるかと思いますので、これについては、後ほど詳しく説明させていただきます。

生産費をごらんいただきたいと思います。

収量が減少しています。その主な要因が、特別栽培などの食味重視の米づくりが要因になっています。かつて、本県では20～30年前には多収を目指した時代がありますが、現在は間違いなく反収の水準は下がっております。これは、販売上の問題が一番大きいのではないかと考えております。食味重視の米づくりになり、今より1俵少なくして食味値を上げていくというつくり方が進んでいます。一方では、低コストの米をつくって売ろうと考えてチャレンジなさっている方たちもいます。その人たちの悩みというのは、収量を上げて、食味はほどほどで、安い価格で売っていかうという考え方をもって取り組んでおられるのですが、現場の大きな流れのはざまに立っているということで、一部の水田だけはどうしてもそういうつくり方ができないという悩みもあるのだろうなと思っています。

収穫量は、主食米として40万トンぐらい、10aの収穫量は596キロで、これは全国1～5位までの間に入ります。10a当たり収量では、全国的には長野県が一番飛び抜けて高いのですが、長野県が640～650キロぐらいの平均ですが、食味でも長野県というのは非常に評価されている県でございますので、収量と品質が一番バランスよくやられている、技術力の高い県なのではないかということで、そういった長野県の取り組みを評価させていただいているところです。

一等米比率は、昨年は高温で非常に低下しましたが、全国2位の高水準から22年産の去年だけが全国5位になりました。今年は95～96%ぐらいになっていますので、21年以前の水準に戻ったなということで安心しているところです。

作況指数がほぼずっと100前後ぐらいで推移しておりますが、ことしは9月に入ったフェーン現象でどうしても良くなかった地域もありますが、それでも平年並みぐらいの数値にはなっております。

次に、転作作物の畑作物関係をお話しさせていただきたいと思います。

大豆は、本当をいうと 8,000ha ぐらい欲しいなと考えておりますが、伸びません。その要因については、後ほど詳しく説明させていただきたいと思います。

本県は麦の作付けが少ない県でして、その理由は、収穫期の梅雨の他、サクランボ存在のためです。麦の収穫時期がサクランボの収穫時期と重なるということで、農家の方が複合作物として作りたがらない傾向があります。100ha の作付けを切るのではないかとということで心配しています。

そばをごらんいただきたいのですが、本県では増加傾向にあります。国の戦略作物に入れる前に、県の単独事業としてそばの生産振興事業を継続しましたので、ずっと伸びてきているというのがあるのかもしれない。

続きまして、新規需要米を若干お話しさせていただきたいと思います。年々増加傾向にあるのは全国どこでも同じなのだろうと思います。飼料用米はかつては 1 位だったのですが、22 年度において、今は 3 位です。本県は、完全に播種前契約で作っているというのが誇りです。

米粉用米は、1 位が新潟県です。最近、秋田県が県を挙げて米粉用米の振興に取り組んでいます。新潟県は実需として全国規模の米菓業者がおりますので、文化が違うのだろうという意識をもっておりますが、知事を先頭に頑張っています。

輸出米関係は、伸びたり伸びなかったりということになるかと思います。実際は、これは制度に則っている輸出用米ですので、制度に乗らない物が、少なくとも 50ha 以上あるということで、具体的には主食用米がなかったら輸出に向けているという状況です。後ほど意見交換があると思っておりますが、輸出米などに積極的に取り組んでおられる農業者の方というのは、地域の合意を得ない人が多いと思います。米以外の作物、園芸関係の農家も含めて、頑張っていらっしゃる方は、大きな存在になってから、地域と仲よくはするのですけれども、発展途中では、ほぼ合意を得ないでやっていくという事例が多いような気がしています。

農業産出額は、「農林水産業を起点とした産出額 3,000 億円」達成運動を展開しています。昭和 62 年頃、本県は 3,000 億円を超えていました。米が半減し、その減少分を果樹や野菜や花関係で補えない、畜産でも補えないような状態です。そのため、果樹、野

菜、花きの中で県が得意とする分野をどんどん伸ばしていくと同時に、米にてこ入れをするということで、新品種「つや姫」振興を政策の柱の1つとして展開しています。

#### **(戸別所得補償モデル対策の状況)**

本県における戸別所得補償制度モデル対策において去年やった実績で、去年は大体4万件ぐらい加入件数です。そのうち支払い実績がやったのは3万4,700件ぐらいということです。

交付金の支払い状況は232億円になりました。この内訳が、米モデル事業定額部分で84億円、変動部分で85億円です。

それ以外の作物については、水田利活用事業の中で62億円の支払実績がありました。前年まで対策ではおおよそ160億円だったのです。転作作物の部分というのは急激に減ったのですが、米関係で170億円ほど交付金が支払われているため、稲作農家がまた息を吹き返し、また投資意欲が高まっているということの後ほど詳しく説明させていただきます。

#### **(需給調整と農業者戸別所得対策)**

生産数量目標なのですが、本県は36万8,930トンで、面積換算では6万2,000haというところですが、今年も減少しました。

最初に算定方法を説明します。県レベルでは需要量を把握できません。国の場合は調査していますが、市町村毎の把握は難しい。本県だけではなく、都道府県同じだろうと思います。そのため、生産数量目標や水田面積を分母にした配分を実施している都道府県が多いのだろうと思います。当県では、さらに激変緩和措置を採用し、暫定的に2年間は経過措置による配分を行ってきました。具体的には、43%を超えないような形にしています。

今年、本県は災害協定を締結している宮城県とのみの県間調整を実施させていただきました。

次に、今年の農業者戸別所得補償対策の実施状況です。

22年の支払い件数が3万4,658件だったのですが、ことしの申請が3万4,090件です。568件減りました。減るはずがないと、私どもは予想していました。減少した理由は、やれない人が相当増えているということです。

○田家専務理事　やれない人とは、稲作をとということですよね。

○講師　はい。私自身としては、集積は簡単に進む時代になったと思っています。実際、今年の生産数量目標の配分のデータとして、10ha以上の水田所有のシェアを調べましたが、、驚くぐらいの進捗で進んでおります。それだけ、作れない人が増えてきているということです。TPPに関連して農地の集積について議論になるのですけれども、黙っていても、その流れは来ます。それを裏付けるように、最近の農地売買の状況を見ますと、平坦地で20年ぐらい前に200万円弱していた農地が今は60万円です。

中山間地域は30～40万円です。30万円でも受け手がいないという状況になっておりますので。恐らく農地は買わないだろうと思いますので、ほとんどただ同然で集まってくる状況になります。小作料もかなり下がりました。かつて、山形県は非常に高かったのですが、今では1万4,000円です。条件の良いところで1万6,000円程度、条件の悪いところで1万2,000円ぐらいまで下がっております。大体、米1俵から1俵半ぐらいという水準になっております。かつては、米3俵とか米2.5俵といわれた時代なんていうのはずっと昔の話になっており、農村の中で水田をめぐる状況というのは相当変わってきているということをまずお話しさせていただきました。

#### **(産地資金)**

次に、産地資金は12億円です、配分は各市町村ごとの地域協議会に配分して計画を策定しています。

戦略作物の中で、大豆やそばをやられている人というのは地域の農地を守っている人が多いので、地域の協議会ではそちらにシェアを高くお金を配分したいという思惑があります。金額的には産地づくりに頑張っておりますので、野菜に金額を配分するという例が多くなっていますが、戦略作物の大豆・そばにも産地資金から分配していることを説明するため、この表をお出しいたしました。

#### **(経営状況)**

水稻20ha、大豆10haをつくった場合の経営収支です。所得は21年が780万円ぐらいだったのですが、22年の試算では大体1,200万円ぐらいになります。仮に、米のモデル対策がないと去年一体どうなっていたかという、米の所得から600万円減りますので、20haつくったとしても300万円ぐらいしかない。

J Aの概算金、21年が1万2,300円だったのですが、今年は減額精算しました。昨年は9,000円支払っていたのですが、はえぬきの場合は700円の増額の仮精算を行っています。今年は1万500円の概算金ですが、市場流通価格が少し高どまりしているものから、J Aに米が集まり難いという状況が発生しました。2,000円ぐらい余計に払っているJ Aが多いと思いますので、現実には1万2,500円ぐらいの概算払いになっていることになるかなと思います。このような米販売代金の状況を考えると、戸別所得補償に加入した方が有利になります。去年、戸別所得補償モデル対策に入っていない人で、ごらんいただきたいのですが、600万円減りますので360万円しか所得がなかったはずなのですけれども、1,000万円を超える農業所得が期待できることになります。現場の実態は、農業コンクールなどの経営事例を参考にすると、大体20haぐらいつくられている個別経営の場合はモデル対策交付金を加えて、農業所得としては1,000万円ぐらいはあります。そのため、金額面でも、間違いなく農業者の評価は高いだろうと想像しておりました。

#### (アンケート調査結果)

最近、戸別所得補償への評価を集計するため、県内の稲作を主体とした農業者へのアンケート調査を実施しました。350名のうち回答は225名でした。中間集計してまいりましたので、それに基づいてお話しさせていただきます。

去年のモデル対策加入状況です。大体加入率は88%です。米モデル対策と水田利活用転作関係の両方に加入した人が44%、米のモデル対策のみに加入した人が26.2%。驚くことなけれなのですが、米を全然つくっていない人ということになるのですが、水田利活用自給率向上のみに加入した人が17%ほどいます。これについては、どちらも加入しなくてもよいわけなので、水田利活用事業自給率向上事業のみに加入する人もいますけれども、うちの県としてはそういう人はいませんので、ほとんど需給調整をやっていると理解していただいてよいと思います。また、12%ほど、どちらの事業にも加入しないで独立でやられているというのが12%ほどいます。今年の加入状況は、加入していないという人が圧倒的に少なく1.3%です。加入率は、同じ母数で比較すると80~98%台ということで、10ポイントほど上がったことになるかと思います。このアンケートは稲作が主で経営なさっている人を市町村にピックアップしていただいた農業者のアンケ

ートですので、先に説明した加入者が減少した理由とは、種兼農家とか高齢化でやれなかった人が、私どもの想定を超える割合で増えているということになるのかなと思います。

新たに加入した理由の設問に対しては、米価が大幅に去年は下がり、加入したほうが有利と判断した人が大半でございました。

戸別所得補償対策への評価を聞いております。見直すべきだといった人は極少数で、「良い制度」、「骨格は維持しながら問題点を修正すべき」だと回答した人を合計すると87%程度になりますので、この制度に対する農業者の評価は高いと思っております。

次に、現行制度を継続した場合の継続すべき期間への設問に対しては、圧倒的多くの人は法制化して安定的に運用すべきだという意見でした。高額な施設整備や機械整備などの投資を考えた場合、途中で制度が変更されては非常に困るという考え方が多い様です。総じて、長く続けてもらいたいという思いが農家の方には多いと思います。米関係の制度自体は微調整しながら3～6年スパンで変更してきているのですが、昨年から大きく変わった戸別所得補償を評価する声が高いことから、私どもとしては法制化して安定的に継続できるような制度を要望しています。農業に関しては、1年に1回しかつぐれない自然相手だということでも理解してもらいたいと思います。

続きまして、評価する理由は、農業経営の安定に役立つということでした。投資ができる環境になっているということです。大豆、そばなどの戦略作物に対する助成にメリットがあるということも理由として記載していました。

あと、評価しない理由は、兼業農家、2種兼農家に交付金が出るということに不満という回答を寄せた人がです。その他、助成水準が不十分になったということで、前対策に比べ、米以外のものについては今回どちらかという目減りしている方が多いわけですので、そういった思いで述べられている方が多いのかななどと思っております。

続きまして、見直しすべき部分については、来年になると結構意見が集約されてくるのではないかと思うのですけれども、現時点ではバラついております。助成水準を改善してくださいということと、少数ですが担い手に限定すべきとの声のほか、地域の実情を反映させるべきとの意見でした。

(その他)

個人的意見も大分色濃く入りますけれども・・・。

地域の合意がある担い手というのはなかなか育たないと感じています。担い手として成長してから地域が合意するのではなないかと思っています。結局、地域に対してどんなサービスをするかどうかというのは、その担い手というか、経営なさっている人がどんな形で地域に貢献するかにかかっています。

稲作から果樹や野菜、花の専業経営に変更した農業者の多くは、かつての農作業のオペレーター経験者が多いと思います。地域のしがらみが強い稲作にこだわるよりは、しがらみのない園芸作物に転換し、大きく経営を伸ばした方が多いと思います。

さて、最近の現場の傾向としては、お願いして作っていただく時代に入って来たように感じています。担い手がいなくなってくる。委ねたいが委ねられない地域が結構出て来ています。戸別所得補償というのは米に関するお金が支払われています。これがないと、この動きが余りにも急激過ぎて、扱いきれない農地が多数出る可能性があると感じます。激変緩和の意味では、2種兼農家や1種兼農家も含めて、小規模農家にも満遍なくお金が行くというのは、緩衝材として、私は、まことに適当かなと評価をしています。66歳とか70歳の人は、機械に対して投資できませんから。

最近、農家の方からも、稲作農家が中心なのですが、もう一度、生産施設や機械に投資したいという声が出てきました。この制度が長く続けば続くほど、できれば法制化されれば、きちんと自分の意思で経営を拡大していくという人がたくさん出てくるのは間違いないと思います。そういった姿を私は期待しています。

私からはこのぐらいで。あとは、質問や意見交換をさせていただきたいと思います。

## II コメンテーターのコメントと報告者の回答

コメンテーター：日本農業研究所 小沢健二研究員

○小澤研究員 どうもありがとうございました。山形県の農業全般および農業所得補償制度の山形県における実施状況と農家レベルの施策がどのような受けとめられ方をしているかを、非常にわかりやすく説明していただきました。

私が質問したいことの多くはきょうの阿部さんの報告で尽くされているので、質問が屋上屋を重ねることになるかもしれません。また、今日の報告を聞いてから質問の内容

を考えていますので、まとまらない質問になりますが、ご了承ください。

1つの質問は、山形県といっても、庄内と内陸部の村山地域などでは米作の経営環境に相当違いがあると思います。庄内とそれ以外の地域との違いがきょうの報告では出ていませんが、これをどのように理解したらよいかは1点です。庄内以外の内陸部でも、例えば高島町のような独自の経営意識を持っている農家がたくさんいる地域では戸別所得補償政策に対する農家の受けとめ方に違いがあるのではないかと思います。この点をどのように評価し、考えたらよいのかです。これは1点目に含まれる質問です。

2つ目は、農家はこの政策の内実をどのくらい正確に把握しているかに関してです。きょうのお話では、農業者は戸別所得補償政策自体についてはその骨格が長期にわたって続いてほしいということのようです。しかし、この政策自体は財政事情などによって部分的な修正、変更がされることのみなるかと思えます。例えば、農家の意識として、固定支払いと変動支払いの部分をきちんと分けて考えているかどうか、個人的には疑問に思っています。というのは、今年のモデル事業として変動部分が本当に支払われるかどうかを疑う者も多かったはずだからです。今年の変動部分を含めてすべてもらえることになったわけですが、農家がこの制度の骨格を理解しているかどうか、このことが質問の2点目です。

第3は、この制度を推進する推進主体についてです。現地の事情に疎いのでお聞きしたいのですが、地域協議会が中心になって生産調整の具体的な設計を地域でされてきたかと思えます。山形県の場合、戸別所得補償制度の推進に際して、県と市町村とのライン、農協、JAのライン、農政事務所関係のラインがあるだろうと思えます。推進していく場合にそれぞれがどのような役割分担によって施策が実施されているのか。例えば、地域協議会については農協が中心となって集落レベルでの農家の疑問に答えて、すなわちボトムアップの形でこの施策が広がっていると理解してよいだろうか。きょうのお話では、地域での合意形成が強いほど意欲的な経営主体は育たない状況である、との話も出ました。そうすると、意欲的な農家の場合には、政策的に使える部分はとにかく活用しつつ市町村やJAと関係なく営農活動をしていると理解してよいのか。これも地域差から難しいでしょうけれども、これが政策の推進主体と関連する3点目の質問になります。

それから、私が十分政策を理解していないことによるのですが、きょう説明にあった産地資金というというのは、戸別所得補償政策の中での利活用事業に全て含まれるのですか。そうすると、この産地資金は山形県に一括して国から割り当てられるものですか。

○講師 いや、これは全く制度上のものなので。制度設計は県とか市町村がやっても、お金の支払いは国が直接農業者へ交付する制度です。

○小澤研究員 そうですか。 もう1つの質問は、山形県では水田の利活用事業については、飼料用の実需はきちんと確保しているとのことですが、これは、県内の畜産農家との間で契約関係がきちんとできていると理解してよいかということです。ただ、現在の畜産の実情から考えると、利活用事業としての伸び代の部分は限られるだろうと思われる。米粉に関しては草加せんべいの生地をつくっているということですが、新潟県などとは事情が非常に違うような気がします。それ以外に、例えば新規需要米として加工用米の見通しをどのように考えているのか。要するに、水田の利活用事業として水田の生産調整部分をいかに拡大できるかが個別経営にとっては非常に重要な課題と思われる。そこを山形県固有の条件として、どのように考えられるかについてです。それとの関連で、県行政としては、利活用とかつての産地づくり交付金制度とは、両者を比較するとどちらが施策としてはやりやすいかをあわせて教えてください。

もう1点は、きょうのお話ですと、この所得補償政策によると、結局農家にとしてみると米の作付面積が増大するほど得られる現金交付金が多くなりますから、個々の農家にとっては目標生産数量をいかに拡大するかが大きな課題になる。作付面積、すなわち、目標生産数量は、農家にすると過去の実績に基づいて割り当てられるのですが、それと関連して山形県内での市町村間での面積調整が重要な問題となるようにみられる。市町村間での面積調整による地域内での利害調整が、この政策の実施にとって益々重要になると思われ、それに絡む問題について何かありましたら教えてください。

最後に、阿部さんが最後にいわれたことと関係していますが、お話ではもう時代が激変しており、水田の集積はいくらでも可能な時期になっており、そのなかで、戸別所得補償が稲作の構造改革に向けての緩衝的な役割を担っているといわれた。この意味では、放っておいても構造改革は進むということになる。ただ、阿部さんの考えでは、戸別所得補償は構造改革を円滑に進める役割をもっているという政策評価になるかなと思われ

る。ただ、もう一方では、水田の集積が容易になったといっても、立地条件がよい水田が集まるわけではないから、水田面積の集積が即生産コスト引き下げにつながらないということが地域によっては多いのではないかと思われる。そういう地域ごとの経営の担い手をめぐる状況、生産条件の違いなどがこの制度のもとでは構造政策あるいは担い手育成の視点からすると、いかなる意味を持ち得るかが大きな問題としてのこらざるえをえない。自分で十分詰め切れないままに多岐にわたる質問をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○服部委員 非常に多岐にわたる質問ではありますが、一応質問に対してお考えをいただければ。

○講師 では、わかる範囲でということ。

今、説明した部分で説明不足の点も結構あったなということで反省しています。

最初に、山形県は大きく分けて内陸地域と庄内地域に分かれます。内陸地域については、村山、最上、置賜という3ブロックで、合計で4ブロックになっております。お話がありましたように、庄内地域は米にける思いが人一倍強い地帯です。ですから、経済的価値がだんだん下がったとしても、精神的な価値と申しますか、価値というのは全く衰えていないというのが庄内地域にあります。この地域では様々な取り組みが進んでいるといえます。内陸地域は米以外の園芸作物とかが多い地帯ですので、米に関する思いというのは同じくありますが、庄内地域ほど、それに対する思いは強くないと理解しています。

先ほど、かつて農作業のオペレーターをやっていた人たちが軒並み園芸作物をつくって大きな経営をしているとお話ししましたように、村山地域は米以外に選択肢があるのです。本県はサクランボが代表で、230億円ぐらいの産出額があります。今日は園芸関係の話ではないので詳しくは述べませんが、それを支えているのは宅配や戸別個配や直売所等、市場販売に比較して何倍も高い単価で販売しているという実態があります。果樹に加え、米関係の顧客まで集めながら、手広くやられている方も結構ふえてきたというのが実態です。庄内地域はそのように消費者にとって魅力的な産品というのは余りないということになるかなと思います。

一方、高島町では、自分の信じる道を行くという農業者が多く、有機にこだわった町

づくりや地域づくりをしておりますので、米をかなり高い値段で売っている方が多数おられます。そういった地域は地域性としては別格なのかもしれないなと思います。高畠町はたまたまそのように考える農家が多くて、そういった農家の声が町の政策や地域の進む方向にうまく反映されていると考えていただいたほうがよいのかなと思います。

同じように、産直を中心に手がけている方はやはりどうしてもJA一本槍という経営をなさらない方が増えてきている傾向があります。JAというのは、いろいろな意味で、競争があるところだとJAのサービスも良くなっていて、農家の心もつかみやすいといえます。園芸地帯は、JAにかわるような集荷出荷団体が存在していますから、そういう地域はJAのサービスが行き届いていて、農家がどちらに出荷するかとか、どちらをパートナーにするかという選択肢が広がっているという、農業者にとっては有利な面があるため、庄内地域でもみられてくれば大変よいのではないかなと思います。

2点目ですが、戸別所得補償は長期にわたって続けてもらいたいという声の間違った強さの強いのだということでお話しさせていただきました。私は3年経過しないと農業者の理解度は上がらないと思っています。実際、去年1年ではだめでした。ことしは大分よくなりました。さらに来年になると、丸2年経過しますから、きちんと施策を理解していくのではないかなと思います。そのため、昨年、アンケートとっても、ほとんど意味ないだろうということで、今年までに固定部分と変動部分の支払いがあって、どのように評価しているかを調査してみました。

制度の推進については説明不足だったわけなのですが、農政事務所が非常に頑張っているという実態を私は頭が下がる思いでみています。県は県の立場で、市町村は市町村の立場でということ推進をさせていただいています。同時に、米政策関係の知識が豊富なJAの方々も、まだまだ地域協議会を構成していますから、政策をうまく進めることが可能だと感じています。そのため、地域推進協議会の主要なプレイヤーとして活躍していただきたいと感じています。

○岸理事長 JAのシェアは下がっているのですか。

○講師 下がっています。

○岸理事長 下がってもJAがやるのですか。

○講師 ええ。JAは。結局、シェアとしてはまだまだ5割はあるのです。

J Aにも意地みたいなのがありまして、現場の重要な問題なので、簡単には手を引けないという思いはあるのだろうと思うのです。

○服部委員　　そういう場面もみてみたいけれども、そんなことになったら一体どうなるのかというのよね。

○講師　　そうですね。

次に、産地資金なのですがすけれども、先ほども若干話をいたしました、産地資金というのは新制度によってほとんどなくなったのですが、どうしても県とか市町村の地域が関与する部分が必要といこことで臨時的な仕組みであると理解しています。これは、やり方としては、県と市町村が制度設計して、利活用と一括して国が県の定められた金額で支払いをするという制度になっています。

○小澤研究員　では、利活用が中心なのですね。

○服部委員　　利活用の中の「その他」というところに入っていますね。

○講師　　入っています。

次に、飼料用米なのですが、うちは養豚である程度ずっと結びつきをつくって来ました。牛に拡大しないことには余り大きくならないだろうなと感じています。

コスト面は市町村が穴埋めしてスタートしたというのが、酒田市の飼料用米の第一歩です。最終的には豚でいきますと。養豚は企業用途中心になってきています。

○服部委員　　専ら平田牧場ですね。

○講師　　平牧中心です。大きいのは平牧と、山辺にある山辺のピックファーム、大商グループです。

○小澤研究員　　山辺というのはどこですか。

○講師　　山形市の西部の町です。

○岸理事長　　くみあい飼料はないのですか。

○講師　　ないです。

○岸理事長　　日本海側で東北ではどこにあるのですか。秋田県にありますね。

○講師　　秋田県にもあります。

○田家専務理事　　新潟県もまだあるのでしたよね。

○講師　　新潟県にもあります。本県の施設は石巻市に統合になりました。震災になっ

て、太平洋側に集中してしまっているということで、なぜうちは直接の被災を受けないのに生活が1週間ストップしたのだという。物資がゼロになりましたから、被災していないのにコンビニはガラガラ、ガソリンスタンドは売るものがないという状態に。物流拠点をバランスよく配置しなければいけないということで、知事が今一生懸命頑張っています。

あと、同じく加工用米の話なのですが、加工用米は差し引きに使われているのです。

○小澤研究員 差し引きといいますと。

○講師 決められた需給調整の残りの範囲の中で、今は飼料用米を供給します。次に備蓄米でして、残りは加工用米に使うと。加工用米は端数調整的に使われていくものですから、いきなり多くなったり少なくなったりする。加工用米はずっとそういう傾向が続くと思います。

また、加工用米は改正食糧法等が色濃く反映しております。本県の食品製造業者は県産米として表示して大手と競争するとの考えをお持ちの経営者が多いようですので、そういう意味で、直接、産地との取引も増えています。

続きまして、生産整備目標の配分についてです。平成16年から6年間傾斜配分してかなり格差が開いてしまっていますので、激変緩和措置としてキャップをはめさせていただいて、2年間は実績のみの6中4で配分してきました。今年度は、春先から4回ほど話し合う機会をもって、今は大詰めの話をしています。原案としましては、基本部分の9割ちょっとを格差なしに面積比率で配分します。残りの1割については様相ごとに傾斜配分する案で、最終的には市町村格差が10%以内することで市町村に納得していただくと考えています。3点目は、加工用米の世界でも同じなのですが、結び付きの数量を配分に使わせてもらいます。これは県が調べると非常にコストがかかるので、申請方式にすることにしました。実績を申請していただいて、それを採用するかどうか。具体的には、契約先が決まっているようなやつについて、加米契約している主食用米の商いに対してはその要素も加える。ばかにならないでしょうその部分の差というのは大きいのです。そういう仕組みでやっていこうかなということで大体意見集約が終わったというところですよ。

最後になるのですが、耕作放棄地についてです。コストが削減できないと、掛かり増

し経費が発生するような土地は、誰も担わないのではないかという心配があります。庄内平野のど真ん中あたりでたまに耕作されていないところがあったりします。山形市の近辺でもぼつぼつとあります。同じような状況は、水田だけではなく、果樹園でも耕作放棄された果樹園が結構あります。一方では、もう一度この制度が続くということが前提なのですが、土地改良の予算を組み立てるときに激減したのですけれども、もう一度やりたいという人が多くなっています。

普及員時代の経験では、軽トラックを運転できるまで、現役で今は稲作なんかはやれるのです。80歳前半ぐらいまで、健康な人だと85ぐらいまではやっています。大変よいことなのです。

○服部委員　今だって全体の4分の1ですからね。

○講師　ええ。お隣の秋田県もみんな同じような状況です。

○服部委員　そうですか。

○講師　東北は、状況は同じだと思いますから。福島県や宮城県は特に被災を受けているということで特別な事情を抱えています。

○服部委員　大体お答えいただいたかな。いいですか。

○小澤研究員　はい。

○服部委員　どうもありがとうございました。

### Ⅲ 質疑応答・意見交換

○服部委員　小澤さんの質問に対して非常にご丁寧にお答えいただきました。あとはご自由に質問なりご意見を出していただければと思います。

○大賀研究員　後半の所得補償制度についてのアンケート等の説明を非常に興味深く聞きました。

担い手が事実上ほとんど減ってきて、農地も手放す、引き受け手もなくなってきているという話ですが、私は昔マルコフコーホート分析をやったイメージで、ちょうど自分の年齢と兼ね合わせて考えると、現在70代以上という世代は、高校卒業した時点が1960年以前の世代です。農家の人たちが一たん農業について、その後高度成長が始まったものですので、地元において兼業に行くか出稼ぎに行くか、とにかく農業に片足を突っ

込んだままで他産業に出ていった世代です。ところが、今の60～70代以下の世代になってくると、いわば集団就職世代といってもよいのかもしれませんが、高校あるいは中学を卒業した初めから他産業に就職した世代で、農業から一旦足を洗った世代というように理解できます。現在70前後の世代までは、今までは農業に片足を突っ込んだ形で出ていったような人たちで再就職というか、農業を再度やっていくような意欲をもっていた人たちです。しかし、これから70代になる世代は、一旦農業から足を洗って他産業に行った人たちが簡単に帰ってこなくなっている。つまり、現在の70代以上の人にもう力がなくなってきた後は、もう跡を継ぐ人がいなくなるという境目の時代にだんだん入ってきたのかなと、きょうお話を伺いながら考えていたのですけれども、そんな理解でよろしいでしょうか。これが、ご感想を伺いたい第1点です。

2番目の質問は、戸別所得補償制度が安定した制度になるかならないかについてです。今の戸別所得補償制度もその前の水田利用対策もそうだったのですが、いわば予算の枠組みの中でやっていて、法制度としては確立していませんでした。それでも自民党政権のもとでは水田利用再編対策は、1970年からみると2010年まで40年続いたのですけれども、今回民主党になりました。民主党という政権というのは、中には農政の理念なり農政についてのきちんとした考え方をもって農業関係者の支持を得ようとする流れの人もありますが、政党全体としては都市政党になってしまっている。その時々で都合よく大衆受けする、要するにポピュリスト的な政党になってしまっていて、大衆受けするなと思ったらここでこれに乗っていく。また、政権についてみればどうも金が必要だとなると、財界の意見にご気楽に乗っていってしまうような人が代表になっている。都市政党としての性格をもった人が主流になってきたと私は思っています。山形県でみていて農民の方々は、今回のTPPの議論なんかを踏まえながら、どのように民主党という政権を考えているのか。民主党という政権はそんなに安定した制度なんて余り考えられない政党野うように見えます。

きょうの話を聞いていると、戸別所得補償制度というのは民主党の中で農政理念をもっていた人たちがよくよく考えたすぐれた制度だと農家もまたそう評価しているように受け止められました。しかし、これを制度設計した勢力がもはや民主党の中の少数派になるのか、あるいは都市派勢力に駆逐されそうな勢いのように思えます。農民も恐らく

今回のTPPで民主党を見放していくとすると安定した制度もないのかなと思われま  
す。ただ、それだけ評価される制度だと自民党も基本的に引き継いでいくのではないかと  
考えられるのですけれども、そこら辺をどのようにお考えでしょうか。

それから、3番目の質問ですが、TPPその他で関税が下がってきたとした場合、国  
産の主食用米の競争力というのを農村の人たちはどのように考えておられるのでしょ  
うか。業務用の米では相当安い米がどんどん使われる可能性はあるのだけれども、皆  
さんが家庭用として買っていくお米についてはそんなに恐れる必要はないのではない  
かという考えがあります。これは、もしも制度的に今の戸別所得補償方式がきちん  
と機能すればの話です。しかし、私は機能するのは極めて難しくなる、恐らく財政  
的に、もう日本の財政も遠からず破たんすると思います。一時的にTPP対策で予  
算が多少ついても、やはり最終的には生産費の計算その他でまたごまかしごま  
かしやりながらどんどん引き下げられていく。それにしても国産米の競争力は  
かなりあるのではないかと考えているのですが。

いずれもあいまいな質問で申しわけないのですけれども、ご感想を伺わ  
せていただきたい。

○服部委員 きょうのご報告とはやや離れた質問なのだけれども、阿部  
さんにお答えいただきたいと思います。

○講師 まず、担い手の問題です。先ほどいった村づくりを一生懸命や  
ってオペレーターになっていたという人は、今60歳前後になっています。今、  
山形県で一番声の大きい人、一生懸命頑張って経営をやられている人たち  
というすぐれた経営者といわれる人たちで、跡継ぎとして残っている人  
たちは60歳前後になります。もともと、あの方達は他産業に行っても  
相当活発に活躍なさったのだらうという人たちが、今目立っています。

40歳ぐらいの方達で、新規産業、Iターンとかやられていて結構ふえて  
いるのです。本県も、何年間には200人ほど新規就農しています。その人  
達の年齢層が30歳代ぐらいまでです。40歳以降で就農される人達は  
自分の生き方をもっている人達なので、我が道を行くという農業を実  
践しています。30歳代ぐらいまでの人というのは、勤めていた会社  
がちょっと具合が悪くなったから親戚を頼ってとか、または親父がリ  
タイヤするから戻

ってきたという人が最近は多くなってきました。この人達は貴重な戦力として期待したいし、少なくとも10年間はほかで飯を食ってきた人達なので、私どもはそういった人達に期待したいとは思っています。

また70歳以上の人というのはみんな元気な人ばかりなのです。圧倒的な体力、行動力、発言力がある人たちで。

○服部委員 TPP問題においてTPP賛成者と激論する機会があったのだけれども、賛成論の人は農家の平均年齢が57~58になっているとして、それをマイナスとしていうわけだ。私はそうではないと思う。

○講師 全然関係ないですね。

○服部委員 逆ですね。そういう人たちが高齢になっても、やれる人がやれる場として存在することに意味があるのだよね。

○講師 70ぐらいで、余り大きな病気をしないで元気に農作業をやられている人たちというのは、これからも相当長い期間農業ができます。

○服部委員 そうですよ。それをプラスで評価してはいけないと思う。

○講師 病気になる人というのは大体60歳ぐらいまでに病気になるそうですから、それを超えた人達というのはかなり元気だと思います。

○大賀研究員 70代になっていくと、元気な人とそうでない人との、要するに両極分解がかなり明快に進むような状況になってくるかななんて思ったりしているのですけれども。

○服部委員 それでもやはり、仕事をしている率は非常に高いと思う。それはいろいろな面でいいことだ。しかしそういう評価をしない。

○大賀研究員 農業はそれができる分野ですね。

○講師 2点目は一番最後にお答えさせていただくとして、3点目のTPP絡みの国産米はどうなのだろうということなのですが、事実上、業務需要で価格というのは大きく左右されると、業務が中心になると思うのですが、数量からいくと家庭用として取引される品質の高い米の価格は低迷するというのは少ないと思います。消費者の方達というのは、やはり安い米を求める。国産米で安いというのが一番よいのかもしれないけれども、やはり安さ。今は炊飯技術がものすごく発達しているので、特に、米国産や中国

産の短粒種の場合、圧倒的な炊飯技術でこなしていくのだらうと思います。米の炊飯技術の特許を検索するとすごいですから。それだけレベルが上がっているということですので、味の問題は業務需要には一切関係ないのかもしれませんが。家庭消費で、どのぐらい価格が持ちこたえられるかということになるのですけれども、米は全体的に、相当食べなくなってきていることを考え合わせると、ないとはいえないし、相当あるかもしれない。

そんなときに、2点目の話になりますが、戸別所得補償を安定した制度でやるには、相当難しいと思います。現時点では8,000億円が戸別所得補償の関連予算で入っているのですけれども、本格的に価格低下があって、米国産の流通価格6,000~7,000円ぐらいになると、大雑把に言って今の倍以上は補てんしなければいけません。こんなときに制度が耐えられるのだらうかという考えが現場にはあります。希望としては、そうあっていただきたいという思いがあるのですが。

○服部委員　　そうしない限りは維持なんかできっこないですね。

○講師　　そうかも知れません。

○服部委員　　だから、ウルグアイラウンド対策費と同じように6兆円いるかどうかなんていう話では全然ないと思う。あのようなものは一切要らない。

○講師　　今おっしゃったように、戸別所得補償では、真水として農家に直接支払っている金が相当な額になっているわけです。

○服部委員　　ああいうこととして考えているところに最大の問題がある。

○講師　　農家の人は政党の政策で戸別所得補償制度をやっているという意識は余りないみたいです。

○服部委員　　そうですね。民主党があれだけ参議院選挙でいったわけでしょう。

○講師　　現場では、民主党と自民党には差はないと思っている人が多いと思います。

○小澤研究員　　山形県では民主党と自民党の農業政策の違いはないのではないですか。都市部では大分違うのですが・・・。

○講師　　先を読む人達は両方と仲よくおつき合いをします。

○服部委員　　そうですね。自民党にも所得補償の骨格に関しては共通認識をもっている人がいるのだから。

○講師 自民党の施策というと経営所得安定対策があるのですけれども……。

どちらの政策がよいかということでは、今でも経営所得安定対策は続いているのですけれども、担い手論議があつて簡単に切れなかったのだという話は聞いているのですが。山形県議会は大半が自民党県議なのですけれども、それでも戸別所得補償を悪くいう県議はいませんので。

○岸理事長 先ほどの制度の持続性の問題ですけれども、法制化するかしなないかは別にして、こんなに金を使うと長続きしないから、変動分については保険制度を取り入れたほうがという疑問もありますよね。それはどう思いますか。

○講師 受益者負担の議論は出てくると思います。

変動部分というのはやはり保険制度でやらないと消費者自体からきちんと評価されていかないと主張する方もいます。一方で、やはり大きな金を使った重要な施策だとすれば、消費者とかそういった人たちの理解も得ないとだめなのだろうと思います。

○服部委員 価格が下がるということは消費者にとってもメリットなわけです。今までの自民党のときには価格が下がることを肯定していなかった。下がれば価格を上げるというふうに対応した。市場の需給関係を反映した形で価格が下がることにならなかったから、それでは消費者にとってのメリットにならないわけです。戸別所得補償制度のメリットというのは、価格の下落を認める一方、価格が下がった分を生産者に補てんしますと。そこだと思ふのです。変動部分を区別してしまうと、結局下がった部分を補てんしなくなるわけでしょう。そうすると、前と同じように価格を上げろという話に戻ってしまうと思うのです。

○講師 そうですね。一番の理想としては、このまま少なくとも10年という思いはあるのです。10年経過すれば本県の農業構造は相当変わると思います。10年やっていただけるのだったらそれに越したことはない。

○服部委員 自民党がオーケーすれば継続できるわけです。自民党が反対しているから財政の継続問題が出てくる。私は、そこは問題をすりかえないほうが良いと思うのです。

○岸理事長 農家自身はどうみているのですか。

○講師 農家は、先ほどいったようにこのままが良いと考えていると思います。少な

くとも生産費の大半を賄えるということは、大幅な赤字にはならないという現実があるわけですね。

○服部委員　だから、いいに決まっているから続けるべきなのです。

○講師　先ほど説明したアンケート結果からも、そのように理解できます。

○服部委員　そうでしょう。

○岸理事長　ただ、大規模な農家が大きな額の補償を受けることについては、いずれ国民から批判が出る可能性がある。だから変えなければいけないという意見も出ているのですが、それについてはどのようにみますか。

○講師　それはあると思います。それは、何年この制度がもつかどうかという見合いで話をなさっているのだと思うのです。大規模な人ほど有利ですから。しかし、制度が長く続いてもらわなければ困るので、改善すべきところだったらここかなんていう話の意見なのだと思います。

○服部委員　大規模な人が今の米生産の8～9割をカバーしていればそれで何とかなると思うのです。やはり大規模農家をつくらなければいけないという問題があると思います。

○講師　あと、中山間地域の、先ほどいった条件不利地は。誰が、どうやって担っていくのだろうという悩みがつきものなのです。農村の良さというのは、多くの国民は中山間地域というのを農村の原風景だと。山が近くにあって、段々田んぼが上がっていくというイメージをなさっている人が多いのかもしれない。でも、そんなところは、なくなりつつある現実があります。この部分が一番難しいなとは思いますが。中山間地域の直接支払い制度で持ちこたえられる自信はありません。

○服部委員　ちょっと1ついいですか。6ページに表があるのですが、去年の農業白書でも大体似たような傾向が出ていたのですが、非常にクリアに農業所得が出ていて、やはりこうなのだなという部分があるのですが、私が一番びっくりするのが、農業所得も19年から21年まで減っているのですが、農外所得の減りが物すごいですね。

○講師　そうです。

○服部委員　私もたまたま3年ぐらい前に山形県に行ったけれども、同じようなこと

を状況として聞いたのです。農外所得、3年で半減してしまっているわけでしょう。1つは農外雇用の機会自体が減っているというか、なくなっているということですね。

○講師 はい。課題意識のある市町村は、野菜類などの産地づくりの担い手として、一生懸命頑張っていらっしゃるところもあります。しかし現実として、山形県だけではないだろうと思いますが、このような実態があつて、それを緩和する上で、1～2haの経営規模の人にも、戸別所得補償が光を当てた部分というのは事実ですので、戸別所得補償が評価をされているのだろうと私は思います。そういった人達が、担い手として急激に規模を拡大してやっていけるのかという問題もありますが、地域の農業のあり方に対する選択する場合の猶予期間といった意味で、激変緩和的なベースをつくっていただいている側面もありますから、魅力的な制度だという思いは、私自身はもっています。

○服部委員 もう1つは、これをみてみると、20～30年前は全国平均でも、各県においても多分兼業農家のほうが専業農家よりも平均すれば総所得が高いという状況にあつたと思うのです。現在では、兼業農家の総所得が専業農家よりも高いということは大都市近郊にはあるかわからないけれども、もう東北や北陸の地方に行ったらそうではないということですね。

○講師 県議会で質問を受けることが多くあります。T P P 関連で、他産業の就業機会はないでしょうと。どうやって生計を維持するかと。これは、地域の重い現実からの質問だろうと理解しています。年金収入の方が多いのですよ。逆の意味で、公的年金というのは相当大きい、国の問題だというのがわかります。

○服部委員 実際には兼業農家というのはこれで支えられているわけでしょう。

○講師 そうですね。

○服部委員 ほかにいかがでしょうか。

では、最後に1点。これは私が聞き漏らしたのかどうかかわからないけれども、小澤さんの質問の飼料用米のところでもってお答えになったのか、牛のえさにしているという話があつただけけれども、豚の場合には平田牧場とか大きなところですね。牛の場合にはどういうところでしょうか。

○講師 全部農協系です。プレスバンダーで処理しないと牛に食べられませんので、そういう施設をもっているのは大半が農協系です。施設をもっているところは強いとい

うことになりますね。既存のカントリーエレベーターに併設しているプレスバンダーを使うというやり方になります。

○服部委員　その設備がないと飼料用にはならないのですね。

○講師　籾殻付きの場合はそうだと聞いています。

○服部委員　わかりました。どうもありがとうございました。

本当にきょうはありがとうございました。

——了——